

1	議席番号 9 番 増田 剛士 議員	開始予定時間 12月12日 午前9時
<p>【吉田町都市計画マスタープランについて】</p> <p>町は、平成21年から令和7年までの都市計画マスタープラン（以下、マスタープランとする。）を作成し、平成30年3月に変更を行い現在に至っている。</p> <p>当計画の最終年まで2年を残すところであるが、都市づくりの目標である「住みやすく活気のある 水・緑豊かな協働のまち 吉田町」実現のため、マスタープランの冊子に沿って以下質問する。</p> <p>(1) 第2章「都市づくりの基本理念と目標」において、大項目4つを挙げているが、現時点での町の評価は。</p> <p>(2) 第3章「都市基本計画」について</p> <p>① 「整備・誘導方針」（P21～P22）中、商業・業務地に示されている内容の具体策は。</p> <p>② 「環境整備・共生計画」（P27～P29）中、河川環境の維持・整備において二級河川湯日川の整備が挙げられているが進捗状況は。</p> <p>(3) 第4章「シンボルプロジェクト」について「シーガーデンシティ構想」以外の3項目に関し実現への見通しは。</p> <p>(4) 第5章「都市づくりの進め方」中、住民との協働によるまちづくりにおいて、現在、自治会活動にも協力的でない方々が少なからずいる。特にアパートに居住する住民は、町内会の奉仕作業などに参加することもなく、近所付き合いも希薄である。また、高齢化による自治会・町内会活動の低下が課題となってきた。このような状況下での「協働によるまちづくり」の進め方は。</p> <p>(5) あと2年でマスタープランの構想を現実化できる割合は。</p>		

2

議席番号 7 番

平野 積 議員

開始予定時間

1 2 月 1 2 日 午前 1 0 時

【答弁等の「検討します」の検討状況について】

議会は本年 1 0 月に議会報告会を町内 4 地区で開催しました。町民の皆さんとの意見交換において、数名から「一般質問や質疑で『検討します』との答弁が数多く見受けられる。議員はその検討状況をフォローしているか。」との意見がありました。

それらの意見をきっかけとして令和 4 年度の会議録を見直した結果、7 0 件以上の「検討します」の項目が存在することが分かりました。

そこで、私の一般質問、質疑および町長の施政方針における「検討します」等の中から、その後の検討状況、進捗状況の確認のために以下の質問を行います。

- (1) 総合計画における SDG s の取扱いの検討状況は。(令和 4 年 1 2 月 一般質問)
- (2) 職員のフレックスタイム制の弾力運用に関する検討状況は。(令和 4 年 1 2 月 質疑)
- (3) 自治会への加入促進のための、自治会連合会と連携、企業への働きかけおよび全国の先進事例などを参考にしながら対応を図る事の検討状況は。(令和 4 年 9 月 一般質問)
- (4) 全周防御の構築に向けた想定最大規模の津波の遡上シミュレーションの進捗状況は。(令和 5 年 3 月 町長施政方針、質疑)
- (5) 単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えについて、補助金終了後に単独浄化槽が故障した場合の補助の在り方の検討状況は。(令和 4 年 9 月 質疑)
- (6) 令和 5 年度の全国学力調査の結果は、総合計画の目標として掲げている「令和 2 年度に小学校・中学校ともに全科目県平均正答率以上を達成し、以後継続させる。」を達成できず、全科目に於いて県平均正答率を下回った。全学年にわたって学力調査を行う吉田町学力調査を休止してから 3 年目、小さな PDCA サイクルを回す現行制度の有効性の判断、吉田町学力調査の復活または他の方法が望ましいのかの検討状況は。(令和 4 年 1 2 月 一般質問)
- (7) 小中学校の教員との話し合いで、コミュニケーション力を上げることが、中一ギャップ解消の一助となるだけではなく、将来的に子どもたちが社会生活を送っていく上で大切であるとして、コミュニケーション力の向上を目指すとしていた。具体的にどのようにしてコミュニケーション力を上げようとしてきたのか。また、その成果は。(令和 4 年 9 月 質疑)

3

議席番号 10 番

八木 栄 議員

開始予定時間

12月12日 午前11時

【中央小学校のグラウンド拡張整備について】

令和2年第3回定例会の一般質問において、中央小学校の運動場拡張に伴う整備について質問したところ、「津波防災まちづくり」に特化した事業を最優先としたことや、「教育環境の整備を優先的に進めてきたことから、中央小学校の運動場整備事業は、実施計画上、令和5年度以降となっている。学校や関係者の意見も伺いながら実施に向けて努力してまいりたいと考えております。」との答弁がありました。

また、グラウンド整備に手をつけられない一番の理由として、「財源の確保と、既存のグラウンドと取得用地の間にある道路及びその脇を流れる準用河川の取り扱いの解決が問題」と答弁しています。

令和5年度が半年過ぎた今も、中央小学校グラウンドは一向に変化がありません。実施計画書における中央小学校の維持管理事業費は、令和5年度から7年度にかけて、1億551万8千円で、令和5年度は、3,470万円となっています。

令和5年度の当初予算では、中央小学校維持管理費が4,289万4千円となっておりますが、グラウンド整備事業に関連した予算はありません。

かねてからの懸案事項であるグラウンドが手狭であるという状況を解消すべく、用地の取得をしており、町長も「吉田町の子どもはまちの宝である。」と言っていることから、早急に整備を進める必要があるものと認識しており、現在どのような状況になっているのか。また、今後3年間で整備に向けて何をするのか確認したいと思い、以下の点について質問します。

- (1) 令和5年度が半年以上過ぎたが、整備の実施に向け、学校や関係者から、これまでに聞いた意見の内容はどんなものか。
- (2) この用地は、「あったらいいな。」というものか、あるいは、「必要なもの。」のどちらだったのか。
- (3) この用地を取得するにあたり、グラウンドの計画図または設計図のようなものはあったのか。
- (4) 一番の問題である道路と水路について、この3年間で何をどうしたのか具体的な説明を求める。
- (5) 令和5年度からの整備計画はどの様になっているのか、具体的な説明を求める。また、完成はいつになるのか。

4	議席番号 8 番	山内 均 議員 開始予定時間 12月12日 午後1時
<p>【吉田町指定文化財及び郷土の歴史の継承について】</p> <p>吉田町の文化財について、6月議会では、「天然記念物、無形民俗文化財の保護と継承について」、9月定例会では、「史跡及び工芸品等の保存と継承について」聞いた。</p> <p>教育委員会、文化財保護審議会及び所有者の関与や管理など町の役割等について回答をいただいたが、保護、保存及び継承については具体的な答えはなかった。</p> <p>貴重な文化財等を護るためには、苦い前例を検証し、具体的な保護策や継承を考えることが重要と考え再度質問をする。</p> <p>(1) 能満寺参道の樹齢100年を超す6本の松が伐採された。樹齢400年を数えた天然記念物「田村の松」は平成7年2月に松枯れが見つかり同年10月31日には伐採され、僅か8か月で400年の歴史を閉ざしてしまった。</p> <p>樹齢400年近い「萬年のサツキ」など貴重な文化財を護るために町は何をすべきか具体策を聞く。</p> <p>① 「萬年のサツキ」の保護、管理については「文化財保護委員の方々と一緒に定期的にパトロールとかを強化し対応していきたい」と思っていると答えているが、今後の具体的な計画は作成されているか。また、管理の主体は町ではないのか。</p> <p>② 「田村の松」の実証からは、定期的なパトロールではなく、有識者や専門家による定期的な検診こそが必須であると考え。町の考えは。</p> <p>③ 「田村の松」の苦い経験から、「萬年のサツキ」は種を護るため、2代目を考えておく必要があると思う。町の答弁でも「株分けは専門家に知恵を借り今後を注視しながら対応を考えていく」と答えている。具体策は考えているか。</p> <p>④ 吉田町の木は「松」ですが、これからも変わらないと思う。「田村の松」に代わるシンボルは考えているか。</p> <p>(2) 山崎の砦（小山城）の模型は作成されているが、監修者は現時点ではわかっていないと答えている。事実確認がされなければ文化財指定の根拠が崩れる。早期に検証を行い公表することは必然と思う。</p> <p>① 模型の監修に関与した者の確かな検証はできたのか。また公表は考えているとの答えであったが、具体的な計画はあるか。</p> <p>② 2025年のNHKの大河ドラマには、田沼意次、意知が登場する。この地域が一体となりクローズアップされると思う。町も歴史の検証を行い、戦国時代の地図などを作成して後世に継承することは考えないか。</p>		

- (3) 工芸品等郷土の歴史を誇る文化財は劣化や災害及び事故等から計画的に護り保護することが必要と考える。6月の答弁では現場の把握が希薄と知った。劣化度や保存環境を検証し対策を考える必要と考える。
- ① 工芸品に指定されたものは劣化度など調査し結果を公表することが護ることになる。維持管理は所有者に任せるのではなく、教育委員会主体で行う考えは。
 - ② 自然環境は展示物にとって大きな障害となる、専門家に環境整備等を任せないか。

5

議席番号 2 番

増田 伸介 議員

開始予定時間

12月13日 午前9時

【交通安全対策事業について】

第11次吉田町交通安全計画は令和3年度から令和7年度までに講ずべき、町の交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、この計画に基づき具体的な施策を強力に実施していくとされています。

新設・改修された道路事情や家屋を含む建物の増減等様々な要因で、交通環境は変化するものと認識しています。また交通安全に関する対策は継続的なものが必要であることも捉えております。

そこで、以下の点について、質問します。

- (1) 計画期間の半分が経過した現在「1. 生活道路における交通安全対策の推進」「2. 通学路等における交通安全の確保」「3. 交通安全施設等の整備」の3点において実施された具体的施策は。また全体の進捗状況は。
- (2) 道路標識及び表示、防護柵、カーブミラーはその機能維持のため修繕が必要だがその対応は。
- (3) 定期パトロールや地域の方の要望等で発見された箇所への対応は。また対応した内容について、地域の方への報告はどのようになされているのか。

【インクルーシブ公園やインクルーシブ遊具の設置された公園の整備と現状について】

近年では、多くの公共施設等でユニバーサルデザイン化が進み、特に車椅子での利用などはスムーズにできるようになっていますし、障がいのある人にも使いやすい設計が施されている場所も多くなり、障がい者が安心して社会生活を送れる環境になりつつあります。しかしその一方、公園では車椅子のまま遊べる施設や遊具がないのが現状です。そこには、障がい者と健常者を分断させ、排他的とさえ思える現状があると言わざるを得ません。障がいを持つ子どもたちとその親は、とても悲しい思いをしています。

インクルーシブとは、「包み込むような」「すべてを含んだ」という意味の言葉で、意識をすれば「仲間はずれにしない」、「みんな一緒に」ということになります。

そして、障がいのある・なしに関わらず、子どもたちが一緒に遊べる公園をインクルーシブ公園と呼び、また障がいのある子どもも安心して遊べる遊具をインクルーシブ遊具といいます。インクルーシブの反対語はエクスクルーシブです。エクスクルーシブとは、「排他的な」「排除的な」という意味で、正に今の多くの公園の現状を表している言葉と言えるのではないのでしょうか。

インクルーシブ公園で大切にされていることは、「障害があっても遊びやすい」とか「障がい者専用」の公園とかでは無く、「すべての子どもたちが一緒に遊べる」公園ということです。様々な特性や個性を持つ子どもたちが、一緒になり混ざり合って遊ぶことで、多様性への相互理解を深め、誰もが生きやすい共生社会を進め、インクルーシブな地域社会に繋がっていくことを理念としているのです。

最近では国内にも、インクルーシブ遊具が設置された公園が増えつつあります。県内では普及が始まったばかりですが、少しずつ設置され始めてきました。

そこで、以上を踏まえ以下の点について、質問をします。

- (1) 町が目指す公園のあるべき姿と目標は。
- (2) 町内で子どもたちが安全に遊べる公園や施設などは、十分に確保されているか。
- (3) 公園遊具の補修、修繕、入れ替え、撤去等の管理方法は。
- (4) インクルーシブ公園の理念についてどう考えるか。
- (5) インクルーシブ遊具を設置することについての考えは。

【ごみ減量・リサイクル活動について】

第5次吉田町総合計画後期基本計画の中の第6章豊かな自然と共生するまちづくりの分野「ごみ減量・リサイクル」において、目指す状態として、ごみ減量・リサイクルが活発に行われている美しいまちとある。分野の主な目標のなかに、1人1日当たりの可燃ごみの排出量があり、平成30年度における現状値は743.2g、令和5年度の目標値は603.81gとなっている。

11月6日に行われた町政連絡会及び懇談会において、第6次吉田町総合計画基本計画（素案）が出された。分野「ごみ減量・リサイクル」の主な目標の中で、1人1日当たりの可燃ごみの排出量は令和3年度の現状値が760.58g、令和9年度の目標値が584.11gとなっている。

令和4年に吉田町ごみ分別ガイドブック保存版が発行され、各家庭に配布された。この保存版は見やすく、ルールや分別についての詳細な説明や災害時のゴミの出し方についても載せており、可燃ごみを減らそうと喚起している。その中で令和2年度に吉田町が家庭から収集したごみの量は9,379トンで可燃ごみ8,424トン、資源ごみ955トンとなっている。

そこで、ごみ減量・リサイクル活動について以下のことを質問する。

- (1) 令和元年度から令和4年度までの4年間の1人1日当たりの可燃ごみの排出量は。また、目標達成できない理由は何か。
- (2) 可燃物ごみの中に衣類・繊維類（服・靴下など）や革製品（靴・バッグなど）があるが、まだ使えそうな、汚れていない物についてリサイクルを推進する考えは。
- (3) 家庭における3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組の推進で極力ごみを出さない生活や経済活動のために町が考えていることは。
- (4) 生ごみ処理機器等設置費補助金の増額は。